

# 水道料金改定のお知らせ

令和3年6月請求分（5月検針分）から水道料金が改定されます。

水道使用者の皆さまには、日頃から水道事業の運営に対しまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

西北事業部の水道事業は「安全で良質な水の安定供給」に努めておりますが、現在使用している施設の更新および維持管理に要する費用が捻出できる財政体制を確立するため、今後とも経営の健全化を図る必要があります。

今回、令和2年11月の津軽広域水道企業団議会定例会において料金の改定案が可決され、**令和3年6月請求分（5月検針分）**から料金を改定させていただくことになりました。

## 《料金改定のお願い》

水道事業財政は、使用者の皆さまの水道料金によって支えられています。しかし、水需要の減少に伴う料金収入の伸び悩みの中で、水道施設や管路等の老朽化による更新、令和3年4月に予定されている津軽事業部（黒石市）からの用水受水に伴う受水費および経営の健全化など、取り組むべき課題は多く事業経営は厳しい状況にあります。

今後とも、一層の経営改善に取り組み、経費削減を図るとともにサービスの向上に努めてまいりますので、使用者の皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 新旧 水道料金単価表

(消費税含まない)

用途	料金（1か月あたり）				
	基本水量	基本料金		超過料金(1㎡につき)	
		改定前	改定後	改定前	改定後
一般及び共用	8㎡まで	1,850円	1,870円	250円	270円
団体用	10㎡まで	2,300円	2,330円	300円	330円
工業用	100㎡まで	15,900円	16,060円	250円	270円
営業用	10㎡まで	2,200円	2,230円	280円	310円
プール用	1㎡につき	290円	320円		
臨時用	1㎡につき	350円	380円		

※浴場用およびメーター使用料については、今回の料金改定はございません。

### 水道料金に関するお問い合わせ

津軽広域水道企業団西北事業部 総務課

TEL 0173-25-2711

FAX 0173-25-2188